

議案第177号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

第1条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月26日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

特定任期付職員の期末手当の支給割合を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（抄）

（第1条による改正関係）

（職員の給与に関する条例の適用除外等）

第9条 省 略

2 省 略

3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第2条第2項

第1号及び第4項の規定の適用については、同号中「100分の130」とあるのは「100分
100分の125 100分

の170」と、同項中「定める額」とあるのは「定める額（一般職の任期付職員の採用及
の165

び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては、他の給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮して市規則で定める額）」とする。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（抄）

（第2条による改正関係）

（職員の給与に関する条例の適用除外等）

第9条 省 略

2 省 略

3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第2条第2項

第1号及び第4項の規定の適用については、同号中「 $\frac{100}{100}$ 分の125」とあるのは「 $\frac{100}{100}$

分の165」と、同項中「定める額」とあるのは「定める額（一般職の任期付職員の採分の167.5

用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては、他の給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮して市規則で定める額）」とする。